

財務省告示第二百二十三号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十年六月十七日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十年七月二十五日

財務大臣

額賀 福志郎

（別表）

合 計	利付国庫債 （変動・十年 五）										国債の名称	
	回第四十八	回第四十七	回第四十三	回第三十七	回第二十六	回第二十五	回第二十五	回第二十五	回第二十五	回第二十五	第八回	記号
千五百四億円	二十億円	二百五十億円	二十億円	百四十億円	七十億円	二百五十億円	百億円	百億円	百億円	三百億円	総額	額面金額の
	百円三十九銭	九十七円二十銭	九十七円十五銭	九十六円六十銭	九十三円十銭	九十四円四十四銭	九十五円十九銭	九十七円八銭	九十七円五銭	九十六円九十一銭	たりの	額面金額百円当 りの買入価格